

ねん 年
なまえ 名前



令和8年4月16日
京都市立養正小学校
校長 浅井 和行
養護教諭 渋谷 友香

ご入学、ご進級おめでとうございます。

19名の1年生をむかえ、全校児童122名で新年度がスタートしました。

新しい教室、新しい先生、新しい友だちにどきどきわくわくしている人や、少しきんちょうしている人もいるかもしれません。春は、心や体のつかれが出やすい時期でもあります。夜は早めにねるようにして、体の調子をくずさないように気をつけましょう。

養護教諭（ほけんしつの先生）の渋谷 友香 です。

今年度もよろしくお願

いします。ほけんしつでは、みなさんが毎日をえがおで元気にすごせるように、おうえんします！



4月のほけん目標

じぶん からだ ようす し
自分の体の様子を知らう

健康診断がはじまります

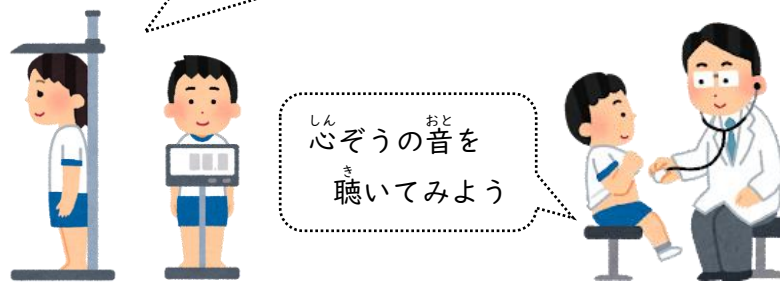
学校では、4月から6月にかけて、健康診断を行います。

どうして健康診断をするの？

- ① 成長の様子を知ることができます。
- ② 体に病気がないかを調べます。
- ③ 自分の体のことを考えるきっかけになります。

健康診断を受けて自分の体の様子を知り、「毎日を元気にすごすためには？」をいっしょに考えていきましょう。

せいはのびたかな？体重はふえたかな？

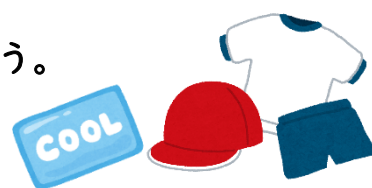


ほけんしつのやくそく

けがをした時、体の調子がわるい時、こまっていることや心配なことがある時は、いつでもほけんしつへ来てください。ほけんしつへ来るとき、みなさんに守ってほしいやくそくが5つあります。

- ① ほけんしつへ行く前に、先生につたえましょう。
- ② 入るとき、出るときはあいさつをしましょう。
- ③ 自分でできる手当てをしてから、来るようにしましょう。
- ④ ほけんしつにあるものを勝手にさわりません。
- ⑤ かりたものは、使い終わったら返しましょう。

- ★ しつれいします。
- ★ ○年○○（名前）です。
- ★ ○○（理由）で来ました。
- ★ ありがとうございます。

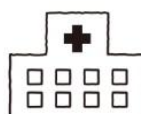


すながついているときは、洗い流してから。

保護者の皆様

今年度もお世話になります養護教諭の ^{しづたに} 渋谷 ^{ゆか} 友香 と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

ほけんだよりでは、学校保健活動の様子や健康に関する情報についてお知らせします。また、お子さまの健康について何か気になること等ございましたら、いつでもご相談ください。



学校医の先生を紹介します

内科	はやの ^{たかし} 早野 尚志 先生
歯科	おおくぼ ^{まなぶ} 大久保 学 先生
耳鼻科	いのうえ ^{りさ} 井上 莉沙 先生
眼科	すみだ ^{あき} 隅田 亜希 先生
薬剤師	おか ^{ゆりこ} 岡 由里子 先生

学校で行う健康診断は、スクリーニング検査です。集団の中から、いち早く病気の疑いのある人を発見することを目的としています。

確定診断ではありませんので、受診していただいたところ、「異常なし」と診断されることもあります。

その点、ご理解いただきますようお願いいたします。



健康診断の予定

※変更になる場合があります。詳しくは、学級通信でご確認ください。

【4月】15～17日 身体計測（全学年）
22～24日 視力検査（全学年）
27～28日 聴力検査（えのき、1・2・3・5年）
30日 心電図検査（1年）

【5月】13～14日 検尿（全学年）
14日 眼科検診（全学年）
19日 耳鼻科検診（全学年）
22日 歯科検診（えのき、4・5・6年）
28日 内科検診（えのき、4・5・6年）

【6月】11日 内科検診（1・2・3年）
12日 歯科検診（1・2・3年）
17日 二次検尿（対象者のみ）

重要!

学校医による検診を欠席された場合、保護者の方の引率のもと、学校医の先生が開業されている医院へ、直接受診していただくことになります。ご理解とご協力をよろしくお願ひいたします。

相談事業のお知らせ

相談を希望される場合は、保健室（渋谷）までお申し出ください。

事業内容	日 時	所 在 地
①心臓疾患相談事業	毎月（適宜）第3木曜日 13:30～16:00 [時間指定]	一般財団法人 京都工場保健会 中京区西ノ京北壱井町67番地 (市バス「太子道」下車)
②心臓疾患相談事業 (水中心電図)	【一時中断中】 ※申込を希望される場合は、事前に 体育健康教育室まで御相談ください。	京都市障害者スポーツセンター 左京区高野玉岡町5 (市バス「高野橋東詰」下車)
③腎臓疾患相談事業	毎月（適宜）火曜日 13:30～15:30	児童・生徒保健管理センター [こどもみらい館内(地下鉄丸太町駅下車)]
④アレルギー疾患 相談事業	毎月（適宜）火曜日 14:00～16:00 [時間指定]	同 上
⑤色覚相談事業	毎月（適宜）火曜日 13:30～16:00 [時間指定]	同 上
⑥子どものワンポイント 相談事業	毎月（適宜）要相談 14:00～16:00 [時間指定]	同 上

学校でケガをしたときは
災害共済給付制度
を利用できます



給付対象は健康保険適用となる診療の医療費総点数が500点以上の場合となります（医療費の点数は、医療機関等から発行される領収書等でご確認ください）。